

總括的事項

24. 地方分権改革の推進について

平成18年12月の「地方分権改革推進法」の成立後、地方分権改革推進委員会により示された勧告では、国と地方の役割分担の考え方、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し等が示されているが、移譲等に必要な財源や人員措置等が明確化されておらず、今後、具体的な検討が進められることとなっています。

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、地方公共団体の自主性・自立性を高め、安定した税財源の下、地域の実情に応じた公共サービスが提供できる真の地方分権改革が必要であり、その実現に向けて次のとおり提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限・事務の移譲、国による過剰関与、義務付け、枠付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消など、国と地方の関係の総点検を行い、国と地方の役割分担をより一層明確化すること
- 2 自主・自立的な行財政運営ができるように、国と地方の役割分担に応じて、国税と地方税の税源配分の見直しを行うなど、税源移譲を含めた地方の税財源の充実強化を図ること
- 3 税源移譲については、地域間格差をより一層拡大させることがないように、偏在度の少ない税目で行うとともに、それでも生じる税収格差の是正については、一定の行政水準の維持・確保のため、地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を強化し、その所要額を確保すること
- 4 地方に関わる重要事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者が協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること
- 5 現下の地方分権改革を着実に推進しつつ、真に地域の実情を踏まえた行政運営を可能とする形の道州制の実現に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、政府として主体的に検討を進めるとともに、国民的議論の喚起に努めること

【要望先】

内閣府、総務省、内閣官房

交流を拡げる魅力的な まちづくり

(もてなしあふれる観光交流促進プロジェクト)

25. 訪日外国人旅行者を増加させるための施策について

ビジット・ジャパン・キャンペーンなどによる訪日外国人旅行者の増加を図るため、以下のとおり提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 一定の条件の下、着実に個人での訪日観光が可能となるよう、中国人に対し短期滞在査証を発給すること
- 2 空港・港湾におけるC I Q体制の充実強化及び審査の迅速化
 - (1) 地方空港・港湾におけるC I Q対応が適切かつ迅速に実施できる施設への拡張や人員の増員による体制の充実強化
 - (2) 入国管理に関するアジアの主要空港・港湾におけるプレクリアランスの大幅な拡充
 - (3) 日本への複数回入港を予定している同一航海において、2回目以降の入国時の手続きにおける指紋採取及び写真撮影の省略、簡素化を可能とする措置など入国審査の迅速化

【現状・課題】

(中国ビザ)

- 1 距離的に近く、人口13億人の中国は個人ビザが解禁になると巨大な観光市場となるだけでなく、日中間の人的交流を促進することとなり外交面でも重要な意義があります。
平成21年夏頃より北京、上海、広州に限定して、また平成22年夏頃には中国全土で個人での訪日観光を可能とするビザ発給要件の見直しが行われましたが、このことを着実に実現させることが必要です。

(C I Q)

- 2 平成19年11月20日、入国審査時の個人識別情報（指紋採取・顔写真撮影）を利用したテロ対策の実施開始により、C I Q機関への負担が増大しています。
地方レベルでの国際交流の活性化により、地方空港及び港湾の重要性がますます高まってきており、その機能の充実が重要な課題となっています。
航空機に加え国際クルーズ船の入港数も増大してきており、迅速かつスムーズな入国が可能となるよう施設の改善や対応人員増加などサービスの充実が求められています。

【本県の取組】

(中国ビザ)

地域経済の活性化や交流人口の拡大を図るため、観光の振興に力を注いでおり、中国をはじめとする東アジア地域からの観光客を積極的に誘致しています。平成19年度より地域限定通関案内士制度を導入しており、中国人観光客の受入体制の充実を図っています。

現在、九州地方知事会と一体となって、中国からの訪日観光客増加のための短期滞在査証（ビザ）発給に係る要件緩和について、政府に対し働きかけを行っています。

(C I Q)

我国のアジアの玄関口に位置する本県は、海外との交流拡大及び外国人観光客の誘致促進を重点施策としており、定期航空路を有する韓国（仁川）、中国（上海）に加え、台湾・香港等からのチャーター便誘致にも積極的に取り組んでいます。

また、アジアクルーズにおける国内トップクラスの受入港である長崎港をはじめ、離島を数多く有する本県にとって、クルーズ客船の誘致は本県の特徴を最大限に発揮できる施策として官民一体となった「長崎県クルーズ振興協議会（通称：クルーズながさき）」を設立し、受入体制の充実、誘致活動の強化に取り組んでいます。

現在、九州地方知事会と一体となって、C I Q体制の充実強化及び審査の迅速化について、政府に対し働きかけを行っています。

【要望先】

法務省、外務省、観光庁



26. 第三セクター鉄道及び地方民営鉄道の施設整備について

第三セクター鉄道の脆弱な経営基盤や、地域人口の減少等による地方民営鉄道の経営弱体化に鑑み、以下のとおり地方鉄道事業への支援を要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 鉄道軌道輸送高度化事業費補助事業における車両など重要施設整備の補助率嵩上げ
- 2 安全運行確立のため国の制度に従って計画的に実施される施設整備にあっては確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付
- 3 同事業における地方負担に係る財源措置

【現状・課題】

- 旧国鉄廃止対象特定地方交通線を引継いだ第三セクターの松浦鉄道は、会社設立時に転換交付金で購入した車両の更新や老朽化した施設の計画的整備に取り組んでいるが、赤字路線からの転換という性格上飛躍的な収入増が見込めず、また、会社の設立経過から内部留保が無く事業費負担が経営上の重圧となり、施設整備事業費用は県及び沿線自治体が支援している。
- 地方民営鉄道である島原鉄道も、地域人口の減少等で利用が伸びず厳しい経営環境にあり、経営努力を行ってきたが、改善に至らず、平成20年4月1日をもって南線の一部を廃止している。残された路線の安全運行確保のため線路等施設の整備事業に取り組んでいるが、多大な投資が厳しい経営への負担となっている。
- 地域住民へ安全な輸送手段を提供していくためには、施設整備は不可欠であるが経営基盤の弱い地方鉄道事業者だけでは多大な投資を支えきれない。
- 本補助制度では、国の補助額と同額以上の地元自治体の協調補助が義務となっているが、財政力の弱い沿線自治体では一般財源での支援には限界があり、航路や路線バスと同様な国の財源措置が求められている。

【本県の取組】

【松浦鉄道】

安全運行確保のため会社策定の施設整備計画を沿線自治体と一体となって支援することを決定。
(支援期間は平成18年度から25年度までの8年間)

・松浦鉄道施設整備事業計画

	総事業費	約 27.4 億円
主な施設整備	車両更新 21 両	21.0 億円
	レール重量化	2.8 億円
	分岐器重量化	1.4 億円
	橋梁整備	1.2 億円
内 国庫補助期待額		約 8.5 億円

H 22 年度整備予定	
車両3両更新	3.2 億円
レール重量化	37 百万円
分岐器重量化	28 百万円

【島原鉄道】

安全運行確保のため会社が策定した緊急保全整備計画（中長期分：国へ提出承認済み）を沿線自治体と一体となって支援することを決定。

(支援期間は平成21年度から25年度までの5年間)

・緊急保全整備計画

	総事業費	約 3.7 億円
主な施設整備	分岐器重量化	3.26 億円
	橋梁整備	8.3 百万円
	落石等防止	21.4 百万円
内 国庫補助期待額		約 1.36 億円

H 22 年度整備予定	
分岐器重量化	53.2 百万円
落石等防止	8.0 百万円
橋梁整備 他	12.0 百万円

【参 考】

【松浦鉄道】

単位：千円

年 度	利用者 (千人)	収 入	支 出	経常収支
H 17	3,324	898,997	919,408	△ 20,410
H 18	3,108	855,107	879,814	△ 24,707
H 19	3,025	845,543	846,117	△ 574

【島原鉄道】

単位：千円

年 度	利用者 (千人)	収 入	支 出	経常収支
H 17	2,100	2,240,795	2,414,597	△ 173,802
H 18	1,999	2,165,728	2,340,763	△ 175,035
H 19	2,108	2,344,273	2,410,472	△ 66,199

【要望先】

国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構



江迎川橋梁（傾斜・曲線付鉄橋）通過中の
松浦鉄道新型車両



諫早湾沿いに古部附近通過中の島原鉄道

27. 島原・天草・長島架橋構想の推進について

国土形成計画（全国計画）において、国家プロジェクトとして位置づけられている島原・天草・長島架橋構想の推進を図るため、次のとおり要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 島原・天草・長島架橋建設に資する調査の実施
- 2 地域高規格道路の計画路線である島原道路の整備促進及び候補路線である島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ
- 3 島原・天草・長島架橋構想の国土形成計画法に基づく広域地方計画への明確な位置付け

【現状・課題】

島原・天草・長島架橋構想は、九州縦貫自動車道や九州横断自動車道と、東九州自動車道、西九州自動車道等の九州の外周を大きく一周する環状型的高速交通体系とを合わせて、いわゆる「丸に十の字」型的高速交通ネットワークを構築するとともに、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域的交通網を形成し、広域観光ルートや広域物流拠点の形成など産業全般の活性化、さらには、アジアをにらんだ国際的な交流基盤の形成を促進するなど、国土の均衡ある発展と九州の全体的な浮揚を図るために必要不可欠な国家的プロジェクトです。

また、長崎県から熊本県西部、鹿児島県西部に至る地域は、豊かな自然、資源に恵まれるとともに、造船、海洋、エネルギー、I C、航空・宇宙関連産業等の集積があり、大きな発展可能性を有しています。これらの地域の一体的な発展を図るうえでも、島原・天草・長島架橋構想の実現及び地域高規格道路としての整備が必要です。

【本県の取組】

島原・天草・長島架橋構想の推進については、昭和63年5月に長崎・熊本・鹿児島県の3県、県議会及び地元期成会等で構成する島原・天草・長島架橋建設促進協議会を設立し、構想推進大会の開催や要望活動を通じ、架橋整備の必要性を訴えています。

平成14年1月、国土交通省が、平成12年5月に開始した鹿児島県長島町における地震観測調査及び波浪観測調査に引き続き、長崎県南島原市口之津町においても地震観測調査を開始し、また、平成14年11月には、長島海峡において船舶航行実態調査が実施されており、架橋実現に向けた着実な前進が図られてきたところです。

今後も、架橋整備に必要な所要の調査を推進するとともに、協議会活動を通じ、地域間の交流促進に向けた取組にも力を注ぎ、架橋整備に対する社会的意義を高めるなど、架橋構想の早期実現に向けた積極的な取組を地元としても進めていきます。

【参 考】

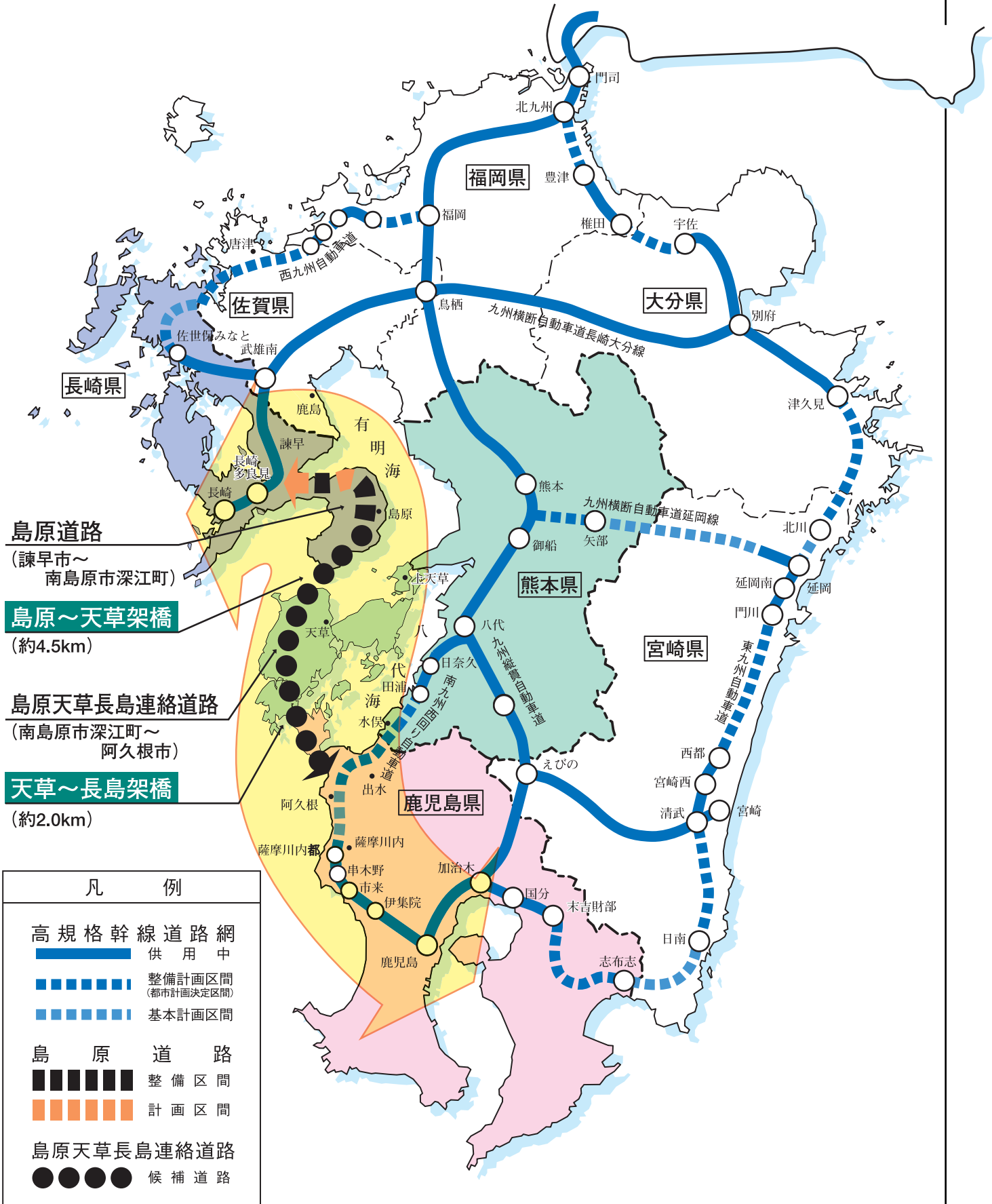
事業の概要

- 1 島原・天草・長島架橋の概要
長崎県南島原市（口之津町）～熊本県天草市（五和町） 橋梁約4.5km
熊本県天草市（牛深町）～鹿児島県長島町 橋梁約2.0km
- 2 長大橋を含む道路区間
地域高規格道路
計画路線 島原道路（諫早市～南島原市深江町）
候補路線 島原天草長島連絡道路（南島原市深江町～阿久根市）

【要望先】

国土交通省

島原・天草・長島架橋構想、九州西岸軸構想



28. 生活交通（乗合バス等）の維持確保に対する支援の充実について

地域住民の日常生活の足である生活交通の維持確保を図るため、地方バス補助制度の拡充を要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 複数市町村をまたがることを要件としている国の地方バス補助制度について、市町村合併が進んでいる本県においては補助路線を変更・新設する場合は補助対象とならない場合が生じていることから、地域の実情に応じた要件の緩和
- 2 合理化促進に取り組んでいる離島バス事業者について、本土バス事業者と同様に平成20年度から新設された「路線維持合理化促進補助金」の対象とすること

【現状・課題】

- 1 利用者の減少等によりバス事業者は赤字が拡大しており、県・市は欠損補助額が増加しています。そのため、利用者の減少を防ぐために路線の見直し等による利便性の向上を検討しています。また、市町村合併に伴う移動方向の変動のためからも路線の見直し等が必要となっています。既存路線については、合併に伴って複数市町村をまたがらない路線となっても補助対象とされる経過措置がとられていますが、大幅な路線変更や新設した場合は補助路線となりません。このため、実情に応じた路線の見直しが進みません。
- 2 離島バス事業者も、経費節減や収益拡大の努力をしておりますが、国の補助金算定において「地域ブロックのキロ当たり標準経常費用」を限度としない優遇措置が取られているためインセンティブ措置である「路線維持合理化促進補助金」の対象とされていません。本県離島バス事業者は、キロ当たり経常費用が安価なため、優遇措置は恒常的に必要ありません。本土バス事業者と同様の取り扱いが適当です。

【本県の取組】

地域が必要とする路線のうち、広域的・幹線的な路線の維持確保・合理化促進及びそれを運行する車両については、国と協調して補助しています。

準広域的・幹線的な路線の維持確保については、市町と協調して補助しています。

【要望先】

国土交通省



スロープつき低床型バス

29. 長崎空港の活用推進について

長崎空港は、本県の空の玄関口として、交流人口の拡大や地域振興に大きな役割を果たしており、今後とも空港の利用促進や活性化を図っていくためには、発着枠の拡大、着陸料の軽減及びC I Q体制の強化が不可欠です。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 羽田空港の再拡張に伴い拡大する発着枠については、国内線の利用を優先し、地方路線に優先配分する枠を設けること
- 2 国による設置・管理空港（成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、羽田空港、伊丹空港を除く）及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料を平成14年度以前の軽減率に引き下げること
- 3 長崎空港のC I Q体制の強化を図ること

【現状・課題】

- 1 平成22年10月に完成が予定されている羽田空港の再拡張により、羽田空港の発着枠が大幅に拡大されます。
羽田空港は国内航空ネットワークの最重要拠点空港であり、国土の均衡ある発展を図る立場から、地方路線への発着枠の配分枠を設けることが必要です。
- 2 地方路線に係る羽田空港の着陸料軽減については、平成15年度から軽減措置が縮小されたことから、福岡空港路線との運賃格差の拡大や時間短縮などから福岡空港へ旅客が転移する状況です。
そのためにも、着陸料の引き下げが必要です。
- 3 長崎空港のC I Qは、定期国際路線の運航の都度、入国管理、検疫及び植物防疫は、長崎市からの出張で対応しています。
今後、国際チャーター便に対応して入国審査の迅速化が求められており、C I Q体制の強化が必要です。

【本県の取組】

- 1 長崎～羽田線は、現在1日12便で運航され、平成20年度は152万人の利用者であり、減便等の影響から前年度に比べ48千人の減少となっています。
このため、平成21年度からは羽田線の増便に向けて、団体客への集客支援などの利用促進対策に取り組むこととしています。
- 2 今後、増加するチャーター便の受け入れに対応するため、C I Q会議の開催により、意見交換を実施しています。平成17年からは福岡入国管理局へ県職員1名を研修のため派遣しています。

【要望先】

国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省



長崎空港

30. 港湾の整備促進について

地域間の交流・連携を強化し、地域振興、産業振興及び観光振興に資する交通ネットワークの形成を図り、活力ある地域づくりを実現するため、港湾整備に要する財源の確保を要望します。

【提案・要望の具体的内容】

長崎港・厳原港をはじめとした貨物対策、旅客船対策等の着実な整備の進捗を図るため、必要な財源の確保

【現状・課題】

多くの離島半島を有する本県にとって、港湾は県民の生活を支える基盤となっており、造船や観光といった基幹産業などの競争力強化の観点からも、施設整備の充実が求められています。

【本県の取組】

人流・物流の拠点としての港湾施設整備を図る改修事業、良好な港湾環境の創出のための港湾環境整備事業、既存施設の有効活用を図るための統合補助事業を実施しています。

【参 考】

(事業の概要)

- ・ 観光船関連の港湾緑地の整備（長崎港、郷ノ浦港）
- ・ 物流拠点港の整備（長崎港、厳原港）
- ・ 離島本土間航路の施設整備（比田勝港、瀬戸港）
- ・ 既存施設の改良・補修（小長井港、大島港）

【要望先】

国土交通省



国際観光船ふ頭の環境整備（長崎港松が枝地区）



物流拠点港としての整備（長崎港小ヶ倉柳地区）



物流拠点港としての整備（厳原港厳原地区）

31. まちづくり事業の推進について

魅力ある賑わいと活力にみちたまちづくりを実現するため、長崎市街地において鉄道によって分断された市街地の一体化を図る JR 長崎本線連続立体交差事業の整備促進を要望します。

また、本県の多くの地域では平地が少なく斜面市街地が多いという厳しい土地条件にあります。既成市街地における都市機能の更新、土地利用の共同化及び土地の高度利用のため、良好な環境を有する市街地の整備促進及び良質な公営住宅の供給促進について要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保
- 2 住宅市街地総合整備事業の促進、起債制度の拡充及び交付税措置の創設
- 3 市街地再開発事業の促進
- 4 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の財源の確保

【現状・課題】

- 1 踏切を除却し、交通渋滞の緩和や踏切事故の解消を図るとともに、鉄道で分断されている市街地の一体化が緊急の課題となっております。
また、平地に乏しい長崎市にとって、長崎駅構内に残る低未利用地を有効に活用するためにも連続立体交差事業が必要です。
- 2 本県は、土地条件が厳しい斜面市街地に多くの県民が居住しています。これらの斜面市街地は老朽木造建築物が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えているため、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を実施し、斜面密集市街地の解消と良好な居住環境の整備を推進する必要があります。しかし、斜面密集市街地における地区公共施設（道路、公園等）の整備は、平地に比べ多額の費用を必要としており、居住環境形成施設整備費の起債に対する交付税措置を創設することにより市負担の軽減を図り、事業の推進を図る必要があります。また、老朽木造住宅を共同住宅等へ建替える民間事業を推進することにより市街地の不燃化と居住環境の向上を図るため、市街地住宅等整備費の市負担分に対する起債を創設することにより、市の事業費負担の平準化を図り、円滑な事業の推進を図る必要があります。
- 3 本県の限られた平地には老朽化した商業施設等が密集しており、都市機能の更新や新たな市街地の拠点整備を推進するため、市街地再開発事業等により土地利用の共同化や高度利用をはかり、都市機能の更新や拠点市街地の整備を促進していく必要があります。
- 4 良好な住環境のもとに低所得者層が安定した生活を営むためには、今後とも老朽化した公営住宅の計画的な建替事業等を推進するため、財源の確保が必要です。

【本県の取組】

- 1 平成 20 年 12 月に都市計画決定の告示を行い、事業認可の早期取得を目指し、詳細設計や関係者との協議・調整を進めています。
長崎駅周辺地区では、長崎市施行の長崎駅周辺土地区画整理事業と一体となって、事業着手に向けて取り組んでいます。
- 2 長崎市（十善寺地区等 8 地区）及び佐世保市（矢岳・今福地区等 3 地区）において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、斜面市街地の整備に取り組んでいます。また、佐世保市では、今後さらに 1 地区を追加する方針です。
- 3 栄・常盤地区及び塩浜地区（共に佐世保市）、上駅通り地区（大村市）において中心市街地の活性化を図るため、市街地再開発事業を推進しています。

4 各事業主体において策定したストック総合活用計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅で役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、良質な住宅ストックへの更新を進めています。

【参 考】

- J R 長崎本線連続立体交差事業
 - 区 間 長崎市川口町（竹岩橋付近）～長崎市尾上町（長崎駅）
 - 延 長 約 2.4 km
 - 事 業 費 約 400 億円
 - 事業期間 事業着手から概ね 15 年間
- 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
 - 長崎市（十善寺地区、江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）
 - 佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）
- 市街地再開発事業
 - 佐世保市（栄・常盤地区、塩浜地区）
 - 大村市（上駅通り地区）
- 地域住宅交付金（国 概ね 45/100）
 - ・ 基幹事業（公営住宅等整備事業、公営住宅ストック総合改善事業等）
 - ・ 提案事業（公営住宅等の関連施設整備、駐車場整備、公営住宅建替事業に伴う移転費等）
 - 平成 21 年度事業
 - ・ 公営住宅整備事業 県営滑石団地（長崎市） 外
 - ・ 公営住宅ストック総合改善事業 エレベーター設置高齢者対応改善事業

【要望先】

国土交通省



J R 長崎本線連続立体交差事業



J R 長崎本線連続立体交差事業（梁川橋踏切付近・完成予想図）



市街地再開発事業（大村市上駅通り地区）



市街地再開発事業（佐世保市栄・常盤地区）

32. 社会資本の整備・維持管理のための施策拡充について

既存の社会資本の適切な維持管理による補修・更新等を計画的、効率的に行うための費用が増大し、地方財政を圧迫しているため、公共施設の適切な維持管理のための施策拡充について提案します。

また、平成 19 年度より創設された地域自立・活性化交付金制度の拡充について提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 維持補修に関する補助事業の適用拡大
 - (1) 道路補修事業（橋梁、舗装）の採択基準の見直し
 - (2) 道路防災事業の採択基準の見直し
 - (3) 河川、海岸修繕事業の補助事業化
 - (4) 砂防、地すべり、急傾斜地修繕事業の補助事業化
 - (5) 港湾改修（統合補助）事業（岸壁、物揚場、可動橋等）の採択基準の見直し
- 2 地域自立・活性化交付金制度の拡充
 - (1) 基幹事業の対象範囲について運用上の採択要件の緩和
 - (2) 全体事業に対する提案事業の割合の引き上げ

【現状・課題】

- 1 これまでの社会資本整備に伴い、大量の公共施設等のストックが老朽化し、適切な維持管理を行うための維持・更新費が増大しています。
特に本県は急峻な地形が多く、全国一の離島数を有していることから長大橋、トンネル、ダムや係留施設などを数多く管理しています。
これまでも単独費を含めて対応して参りましたが、限られた財源の中では十分な対応が期待できず、補助事業の適用拡大が必要です。
- 2 本県では、3 地域の広域的地域活性化基盤整備計画を策定し、平成 19 年度から整備を進めており、広域的な活性化のため、今後も事業を拡大していく予定であることから、地域自立・活性化交付金制度の拡充が必要です。

【本県の取組】

- 公共施設の延命化、長寿命化を図るため予防保全的手法を用いた「公共土木施設維持補修計画」を平成 18 年度から策定中です。
平成 19 年度は、「長崎県橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成 20～29 年度の 10 年間で集中的に橋梁補修を実施することとしています。
平成 20 年度は、道路防災、道路舗装の維持補修計画を策定しています。その他の公共施設についても順次、維持補修計画を策定し、公共土木施設の適切な維持管理に取り組んでいきます。
- 広域的地域活性化基盤整備計画
 - 1 島原半島地域 平成 19 年 11 月認定
 - 2 県北・県央地域 平成 20 年 4 月認定
 - 3 県西部・離島地域 平成 20 年 4 月認定

【参 考】

- 地域自立活性化交付金事業
 - 1 島原半島地域（平成 19～23 年度）

- (1)基幹事業
河川、道路、港湾
- 2 県北・県央地域（平成 20～24 年度）
 - (1)基幹事業
道路、港湾
- 3 県西部・離島地域（平成 20～24 年度）
 - (1)基幹事業
河川、道路、港湾
 - (2)提案事業
活動推進、基盤整備支援

【要望先】
国土交通省

長崎県管理施設の状況

施 設	平 成 元 年		平 成 20 年		伸び率 B/A
	施設数等	延長等 (A)	施設数等	延長等 (B)	
道路 (国道・県道)	168 路線	2,277.7km	184 路線	2,414.0km	1.06
港湾 (岸 壁)		12.2km		17.0km	1.39
海岸 (港湾局)	196 箇所	156.2km	196 箇所	187.6km	1.20
海岸 (河川局)	295 箇所	59.5km	288 箇所	90.1km	1.51
河 川	367 河川	1,088.0km	376 河川	1,134.2km	1.04
ダ ム		18 ダム		33 ダム	1.83
砂 防		83 箇所		148 箇所	1.78
地 す べ り		56 箇所		87 箇所	1.55
急 傾 斜		207 箇所		635 箇所	3.07
公 園	5 公園	79.8ha	5 公園	123.6ha	1.55

競争力のあるたくましい 産業の育成

(明日を拓く産業育成プロジェクト)

33. 太陽光発電システム及び次世代自動車の導入促進について

低炭素社会の実現に向け、また、経済対策として、太陽光発電システム及び次世代自動車の導入をさらに促進する必要があることから、次のとおり導入促進策の充実を提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 太陽光発電システムの設置補助額の拡充、太陽光発電による電力の長期固定価格買取制度の導入、グリーン電力証書制度の普及啓発など、太陽光発電導入時のコストを早期に回収できる制度を充実すること。特に、民間事業者を対象とした太陽光発電システムの導入を促進するため、「新エネルギー等事業者支援対策事業」の補助率を1/2以上とすること
- 2 電気自動車等を本格的に普及させるためのモデル事業の実施地域である「EV・pHVタウン」を対象にした電気自動車や充電設備等を導入する際の新たな国の財政支援制度を創設すること

【現状・課題】

- 1 太陽光発電システムは、設置費が高額であるため、なかなか導入が進んでいない。設置後の太陽光発電による電力を長期に固定価格で購入する制度を導入することにより、導入時のコストを早期に回収できるシステムを構築することが課題となっている。
特に、民間事業者を対象とした導入支援制度については、「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業」（設置費の1/2を支援）が平成20年度をもって廃止され、現在は、「新エネルギー等事業者支援対策事業」が活用できる主な支援制度であるが、補助率が1/3以内であり、導入支援制度が事実上縮減された状況にある。
- 2 今年夏以降に電気自動車やプラグインハイブリッド自動車が市場投入されるが、価格が非常に高額であり、初期需要を喚起し、生産拡大による価格低減を促進することが課題となっている。

【本県の取組】

- 1 太陽光発電や次世代自動車などの次世代エネルギーの普及啓発の地域拠点として、国が整備を促進している次世代エネルギーパークを、今年3月にハウステンボスにおいて「長崎次世代エネルギーパーク」として開設し、県内の関係団体と連携して、普及啓発に取り組んでいる。また、太陽光発電システム設置時の支援制度の創設を検討している。
- 2 今年夏以降に市場投入される電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（pHV）の本格普及に向けたモデル事業の実施地域として、本県が提案した「長崎県EV・pHVタウン」が、今年3月に全国8都府県の1つとして選定された。県としても電気自動車の公用車としての導入や、民間企業等への導入支援制度の創設を検討している。

【参 考】

（既存の国の支援制度）

- 1 新エネルギー等事業者支援対策事業（太陽光発電）
補助率：補助対象経費の1/3以内と25万円/kWのいずれか低い額
- 2 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費
補助率：通常車両との差額の1/2以内又はベース車価格の低い方の額

【要望先】

経済産業省、環境省

34. ベっ甲原料の確保方策について

べっ甲の原料であるタイマイは平成4年12月末に全面輸入禁止となって以来、ワシントン条約締約国会議において、一時期、輸入再開の機運が高まっていたものの、一昨年6月にオランダで開催された第14回会議においても、ダウンリスト提案が行われず、輸入再開は依然として厳しい状況にあり、べっ甲産業の今後の存続が懸念されています。

国においては、平成22年に開催される第15回ワシントン条約会議での、タイマイ輸入再開を目指した取り組みをはじめ、べっ甲産業の存続基盤の確保のため、べっ甲等資源確保対策事業が推進されておりますので、事業の継続を要望いたします。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国内でのタイマイの増養殖に関する技術開発
- 2 関係国際機関等への産業界からの派遣

【現状・課題】

べっ甲細工は、約300年の歴史を持つ長崎を代表する伝統的工芸品であり、平成元年度では事業所数102、従業員数1,229人、年間売上額100億円に達する本県屈指の地場産業でありましたが、原料の輸入禁止措置以来、転廃業及び休業を余儀なくされており平成19年度では事業所数30、従業員数150人、生産額約4億円と急激に減少しています。

また、べっ甲産業は中小零細企業がほとんどを占めるなか、タイマイに代わる代替材料がなく、従業員の多くが身体障害者や高齢者であり、職種転換が非常に困難であることから、べっ甲原料の確保が必要です。

【本県の取組】

べっ甲細工の原料確保、輸入再開のため、平成3年度から長崎べっ甲対策に基づく各種支援を行い、べっ甲産業の育成を図っております。

【参 考】

○べっ甲等資源確保対策事業の事業概要

- 1 国内でのタイマイの増養殖に関する技術開発に対する補助 (国10/10)
- 2 関係国際機関等への産業界からの派遣に対する補助 (国2/3)

【要望先】

経済産業省



べっ甲製品（宝船）

(農林水産業いきいき再生プロジェクト)

35. 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

日中・日韓漁業協定が発効し、新たな漁業秩序が確立されつつある中、九州西岸をはじめ東シナ海等の水産資源は悪化しており、早急な回復が望まれています。

このため、東シナ海等における国際的な資源管理の構築に向けた対策等について、次のとおり提案します。

【提案・要望の具体的内容】

1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と資源管理体制の構築について

- (1) 日中暫定措置水域及び中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早期に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続すること
- (2) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件は、本県漁業者の意向を尊重し見直すこと
- (3) 我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化を図ること
- (4) 外国船の避泊に当たっては、避泊の基本ルールを入域者に遵守させるとともに、指導、監視体制を強化し、漁業等への影響を防止する施策を講じること
また、緊急避泊時に生じた被害の救済のため、新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金に次の新たな事業を加えること
 - ① 避泊海域における養殖共済及び漁業施設共済掛金に対する同基金での助成
 - ② 漁業共済の対象とならない被害に対する同基金での救済
 - ③ 避泊する外国漁船を監視する施設の整備に対する同基金での助成

2 「新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金」の後継対策について

新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金については平成21年度末で終了予定とのことですが、韓国漁船等の違反操業や投棄漁具は継続して確認され、中国漁船等による緊急避泊も依然として行われているため、同基金の後継対策を講じること

3 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について

- (1) 独水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究を充実すること
- (2) 国立大学法人長崎大学 環東シナ海海洋環境資源研究センターの充実を図ること
- (3) 日中韓の三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）を創設し、東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置すること

【現状・課題】

1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と資源管理体制の構築について

中国・韓国との新漁業協定が発効したにもかかわらず、日中暫定措置水域等の海域においては、水産資源状態の悪化や漁場の競合が認められます。また、依然として違反操業等が問題となっています。このため

- (1) 自国の排他的経済水域は中間ラインで境界画定し、当該水域の資源管理は自国で行う必要があります。当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組による資源管理措置を確立する必要があります。
 - (2) 韓国延縄漁船や中国漁船からの投棄漁具による本県五島西海岸の漁場環境の悪化、多数の韓国、中国底びき網漁船による本県周辺海域での操業や、韓国まき網漁船の光力問題があり、漁場や資源の適正管理の観点から、これら外国漁船の操業条件の規制強化が求められています。
 - (3) 外国漁船の違反操業に対し、海上保安部、水産庁は巡視船の高速化、漁業取締船や人員の増強を図っておりますが、一層の拡充強化が必要です。
 - (4) 避泊した外国船により発生した損害については、避泊が海洋法に関する国際連合条約に基づき行われることから、国の責任において、共済掛金への助成等被害救済対策が必要です。
また、避泊被害を未然に防ぐため、監視施設の整備等の対策が必要です。
- 2 「新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金」の後継対策について
本県漁業者等は従来から同基金を活用し、韓国漁船等外国漁船の操業による影響緩和や外国漁船による投棄漁具の回収、中国漁船等の避泊の監視等を行ってきたところですが、外国漁船の違反操業や投棄漁具、中国漁船等の緊急避泊は引き続き確認されており、継続した対応が必要です。また、漁業共済掛金の助成等、支援事業も継続が必要です。
- 3 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実について
新日中・日韓漁業協定が発効したものの、九州西岸を始め東シナ海等における水産資源状態は悪化しており、早急な回復が望まれています。このためには、東シナ海等における資源管理体制の確立及び海洋環境、水産資源に関する教育調査研究体制の強化が必要です。

【本県の取組】

- 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と資源管理体制の構築については、
 - (1) 外国漁船の違反操業等に対して、県の漁業取締船や航空機による哨戒等で得た情報は直ちに国の取締機関に通報しています。
 - (2) 避泊に伴う漁業被害等の問題に対処するため、地元漁協等を主体とする協議会を組織し、避泊実態の把握、避泊状況の関係機関への通報、並びに避泊外国船への指導による避泊の適正化に努めています。
- 2 新日中漁業協定関連対策特別基金のうち、日中漁業協定関連漁業構造再編対策事業に基づき業界が行った減船については、残存者の負担軽減を図るため、県独自に助成を行いました。
- 3 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実については、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に水産を中心とする教育調査研究機関の集積を図り国際交流の拠点づくりを推進しています。

日中・日韓漁業協定概念図



【要望先】

水産庁、外務省、海上保安庁、
文部科学省、
独立行政法人水産総合研究センター

- 1 日中漁業協定における 2009 年 (H21) 年漁期の操業条件
・総漁獲割当量及び総許可隻数
- 2 日韓漁業協定における 2009 年 (H21) 年漁期の操業条件
・総漁獲割当量及び総許可隻数 (3月1日から1年間)

	総漁獲割当量	総許可隻数
中国 EEZ における 日本漁船操業条件	11,741 トン	450 隻
日本 EEZ における 中国漁船操業条件	11,741 トン	450 隻

	総漁獲割当量	総許可隻数
韓国 EEZ における 日本漁船操業条件	60,000 トン	940 隻
日本 EEZ における 韓国漁船操業条件	60,000 トン	940 隻

36. 水産資源の保護を目的とする鯨類の持続的利用について

捕鯨の適切な管理による水産資源の保護と鯨類の持続的利用のために、今後、次のことについて対応していただくよう提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 商業捕鯨の早期再開に向けた取組の強化
- 2 東シナ海等の日本沿海域における鯨類の漁業影響調査の実施
- 3 イルカの食害による漁業被害の防止対策
 - (1) 効果的なイルカ追い払い手法の開発
 - (2) いるか漁業にかかる都道府県別鯨種別捕獲枠の見直し
 - (3) 県・市・漁業者等が行うイルカの漁業被害対策に対する国の支援

【現状・課題】

- 1 我が国は、商業捕鯨禁止を受け入れた1987年から南氷洋で鯨類捕獲調査を実施していますが、捕鯨再開には科学的知見を集積し、捕鯨に対する国際・国内的な理解を得ることが必須であり、このための鯨類捕獲調査の拡充や鯨食文化の啓発、普及の推進などの取組の強化が必要です。また、近年悪質化する反捕鯨団体の鯨類捕獲調査への妨害活動に対しては、毅然とした対応をとることが重要です。
- 2 海洋生物のバランスを保ち持続可能な資源利用を図るためには、鯨類の捕食が漁業に与える影響を解明することが重要であり、現在実施されている北西太平洋鯨類捕獲調査を拡充強化し、漁業活動が活発に行われている東シナ海等の日本沿海域における漁業影響調査を実施する必要があります。
- 3 本県周辺海域では、来遊するイルカによる漁業への影響増大が懸念されており、漁業資源の保全を図るために、来遊するイルカの追い払いや適切な間引きについて検討する必要があります。
 - (1) 本県では、冬季に来遊するイルカによる食害対策として、多数の漁船による追い払いを実施していますが、多大な労力に対し効果がない現状にあるため、効果的な追い払い手法の開発・導入が必要です。
 - (2) イルカ資源への影響に配慮しながら漁業資源の保全を図るため、知事のいるか漁業許可によるイルカの適切な間引きが行えるよう、イルカ漁業にかかる都道府県別鯨種別捕獲枠の見直しが必要です。
 - (3) イルカによる漁業被害対策として、本県では、追い払い、来遊量調査等の独自の取組を実施していますが、専門的な知見や技術が必要な取組であるため、国の技術的・経済的支援が必要です。

【本県の取組】

- 1 平成14年3月21日に山口県長門市で「第1回日本伝統捕鯨地域サミット」が開催され、県及びクジラと人間の未来を考える県議会議員の会も参画し、第54回IWC年次会合（下関市開催）に向けて、日本国民の捕鯨問題への正しい理解と捕鯨再開運動の昂揚に大きく貢献しました。
- 2 平成14年4月20日～21日に長崎港において、第15次南氷洋鯨類捕獲調査船団の一般公開（長崎くじらフェスティバル）が開催され、鯨資源の正しい保護と持続的利用についての理解と認識を長崎県民に深めることができました。
- 3 平成14年5月20日に下関市で開催された「地域社会と鯨に関する全国自治体サミット」に県も参画し、鯨資源の正しい保護と持続的利用、座礁鯨の有効活用を表明しました。
- 4 平成15年5月11日に生月町で「第2回日本伝統捕鯨地域サミット」が開催され、県も後援として参画し、鯨に関する地域の文化や伝統を尊重する生月宣言が採択されました。
- 5 平成15年5月26日に宮城県仙台市で開催された「第2回地域社会と鯨に関する全国自治体サミット」に県も主催団体として参画し、鯨資源の正しい保護と持続的利用が重要であること、商業捕鯨

が早期に再開できるよう国に働きかけていくことを表明しました。また、サミットで採択した宣言文は、平成15年6月16～19日にベルリンで開催された第55回IWC総会議場で宮城県知事により読み上げられ、科学的根拠に基づく捕鯨再開を国際社会へ強くアピールしました。

- 6 平成17年3月に「鯨類捕獲調査の拡充強化について」国へ要望書を提出しました。
- 7 平成20年5月に新上五島町で「全国鯨フォーラム2008新上五島町」が開催され、県も後援として参画し、「鯨食文化と島おこし」をテーマにしたシンポジウムが行われました。
- 8 本県では、平成3年からイルカの食害による漁業被害対策として県補助事業（新世紀水産業育成事業、事業主体：壱岐市）でイルカの追い払いを行っています。また、平成18年からは船舶によるイルカの来遊量調査も県補助事業で実施しています。
- 9 平成19年度から県単独事業として、有識者等によるイルカ被害対策の協議、人工衛星利用の標識によるイルカ生態調査、航空機によるイルカ来遊量調査、イルカ忌避装置の効果試験を実施しています。

【要望先】

水産庁、外務省

37. 秩序ある水産物輸入体制の構築について

水産物の輸入増大傾向には歯止めがかかりつつあるが、国内生産者や消費者への影響を最小限に抑制するために、次のとおり適切な対策を講ずることを提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 WTO新ラウンドにおける非農産品交渉において、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールを堅持すること
- 2 自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）の締結については、国内の水産業への影響が生じないようにすること

【現状・課題】

- 1 WTO閣僚会議の非農産物交渉において、今後、水産物に係る関税の撤廃等が実施されると、水産物輸入に拍車がかかり、我が国の水産物に対する需要の低下や魚価の低迷を招き、漁家経営や漁村地域の形成に重大な影響の及ぶことが懸念されます。
このため、今後とも、現行の水産物関税措置等を堅持し、地域水産業の存続を脅かさないようなルールを確立するために、交渉において適切な対応を講ずることが必要です。
- 2 国の考え方では、「FTAにおいては、農林水産分野を含む包括的な分野を交渉の対象とすることが必要」としており、今後、FTAやEPAの締結が進めば、水産物に関する関税その他の制限的通商規則が廃止されることが懸念されます。
よって、FTA、EPA締結に当たっては、国内水産業の事情を十分に検討して、影響が出ないように対処することが必要です。

【本県の取組】

- 九州地方知事会を通じて、国に対して、次の内容で、要望書を提出。
「水産物の輸入増大に伴う国内生産者への影響を最小限に抑制するための次の対策の適切な実施」
- ① WTO新ラウンドにおける非農産品交渉における、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールの堅持
 - ② 自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）の締結における、国内水産業への影響の排除
 - ③ 国内の水産業を維持、発展させるためノリのIQ制度の堅持
 - ④ 国内の生産及び需要状況を十分に勘案した輸入割当枠の交渉
 - ⑤ ノリを使った加工品（おにぎり等）についての原料原産地表示の制度化
 - ⑥ ノリ養殖業者の国際競争力強化のための各種支援の充実

【要望先】

外務省、経済産業省、水産庁

38. 離島漁業再生支援交付金制度について

漁業者の減少・高齢化により、厳しい状況にある離島漁業の再生を図るため、離島漁業再生支援交付金制度の継続を提案します。

【提案・要望の具体的内容】

離島漁業再生支援交付金制度の継続

【現状・課題】

離島の漁業は、周辺に良好な漁場を有し、本土漁業の前進基地としても機能する他、自然環境の保全や国境監視、海難救助といった多面的機能を発揮しており、本制度は、漁業者の減少・高齢化等で厳しい状況にある離島漁業の活性化に寄与しています。本制度は本年度で終期を迎えますが、漁業集落の取組によっては時間を要するものもある中で、離島漁業を再生し、離島の水産業・漁村が発揮する多面的機能の維持・増進を図るという効果を最大限に引き出すには、制度の継続が必要です。

対象地域：離島振興法で指定された離島地域。一般離島（本土からの航路距離が15 km以上の離島）と特認離島（一般離島以外の離島で国と協議のうえ知事が認定）がある。

交付対象：市町が策定した漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定を締結した漁業集落。

対象行為：漁場の生産力の向上に関する取組（種苗放流、藻場・干潟の管理・改善、産卵場・育成場の整備、海岸清掃、漁場監視など）

集落の創意工夫を活かした新たな取組（新たな漁具・漁法の導入、新規漁業への着業、新規養殖業への着業、品質の均一化に向けた取組、流通体制の改善など）

事業期間：平成17年度から21年度までの5カ年間

交付金額：25世帯の集落の場合は340万円。ただし、燃油や資材の高騰により活動費用が増える場合は398.4万円まで増額可能。

補助率：一般離島（国1/2 県1/4 市町1/4）

特認離島（国1/3 県1/3 市町1/3）

【本県の取組】

離島地域の種苗放流、藻場・干潟の管理・改善、産卵場・育成場の整備、海岸清掃、漁場監視などの「漁場の生産力の向上に関する取組」や新たな漁具・漁法の導入、流通体制の改善、高付加価値化、海洋レジャーへの取組などの「集落の創意工夫を活かした取組」を定めた「集落協定」を締結して事業の推進を行っております。

平成20年度は86集落7,406の漁業世帯が集落協定を締結し、1,007,216千円を交付して、クロマグロの一本釣り、未利用資源（ガンガゼ等）の活用、スルメイカのトレー出荷による品質の均一化、地引き網等体験漁業などに取り組んでいます。

【要望先】

水産庁

39. 新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について

漁業者の減少・高齢化や雇用環境の悪化に対応するため、新規就業者の漁船等の初期投資への支援制度の充実や漁業技術習得研修中の生活の安定対策等について、次のとおり提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 漁協が共同利用施設として整備する漁船について、「強い水産業づくり交付金」の整備メニューへの追加及び継続
- 2 新規就業希望者の漁業技術習得研修中における生活の安定を図るための補助制度の創設
- 3 国の「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業」の支援対象者の要件緩和

【現状・課題】

漁業の担い手の減少や高齢化等が進む中、持続的な漁業生産と漁村活力の維持を図るため、新規就業者を積極的に確保していくことを目指しております。

しかしながら、漁業技術の習得や初期投資の軽減が課題となっており、国の制度においては、本年度に限った対策となる予定であること、研修中の生活費が支援対象となっていないこと、再チャレンジ支援事業については漁家子弟が研修支援の対象となっていないことなどの問題があります。新規就業者の確保・対策については、漁協・市町及び県だけでは十分な支援を行えないことから、次の国の支援制度について、より現場のニーズにあったものとしていくことが必要です。

- 1 強い水産業づくり交付金事業
- 2 担い手代船取得支援リース事業
- 3 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業（再チャレンジ支援事業）

【本県の取組】

単独の補助事業「21世紀の漁業担い手確保推進事業」により市町、漁協を支援している。

○技術習得支援事業

- ・事業目的：漁業技術習得研修期間中の生活費等への支援
- ・事業主体：市町（補助率：1／2以内）
- ・対象経費：[生活費] 15万円／月×12カ月＝180万円／年
（生計を一にする場合10万円／月）
[資材費、保険料] 5万円／年
- ・研修期間：最大24ヶ月

○漁船取得リース事業

- ・事業目的：リースする漁船を取得する漁協への支援
- ・事業主体：漁協（補助率：1／4または3／8以内）
- ・対象経費：リース用漁船取得費用
- ・補助上限：補助対象事業費10,000千円／隻

【参 考】

【本県における漁業就業者数や新規就業者数の推移】

○漁業就業者数の推移（農林統計 全国と長崎県）

		H 5	H 10	H 15	H 15/ H 5 (%)
漁業就業者合計	①全国	324, 886	277, 042	238, 371	73
	②長崎	29, 189	24, 467	20, 091	69
	②／① (%)	9	9	8	—
男性	①全国	267, 863	230, 599	199, 163	74
	②長崎	23, 950	19, 995	16, 606	69
女性	①全国	57, 023	46, 443	39, 208	69
	②長崎	5, 239	4, 472	3, 485	67

○新規就業者数の推移

年 度	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
長 期 目 標 (人)	130	136	141	147	152	158	163
新規就業者数 (人)	107	116	104	137	145	169	110

【要望先】

水産庁

40. 耕作放棄地対策の強化について

耕作放棄地の解消・発生防止を図るため、基盤整備事業の農家負担金軽減について提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農家負担軽減対策を進めるための地方への財政的支援の充実
- 2 耕作放棄地解消及び集積に伴う促進費の要件緩和・拡充等

【現状・課題】

耕作放棄地が増加傾向にあるなかで、優良農地の確保の観点からその解消・発生防止は喫緊の課題となっており、経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）においても、「5 年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。」と目標設定されています。

耕作放棄地を解消するためには、基盤整備による解消が中長期的にも有効であります。しかし、耕作放棄地は中山間地域等の条件不利地に多く発生しているため、条件不利地の基盤整備の整備単価は高く農家負担が高騰し支障となっています。このため、農家負担軽減対策が必要となっています。

- 1 耕作放棄地解消・発生防止を推進するうえで、小規模できめ細やかな簡易な整備が有効であるため、簡易な基盤整備に伴う農家負担軽減を図るうえでも各種交付金制度等による地方への財政的支援の充実が必要不可欠であります。
- 2 現制度では、担い手への集積割合に応じて国の補助金である促進費が交付されるようになっており、農家負担軽減措置へ活用できますが、耕作放棄地が発生している条件不利地においては、担い手が多く存在しないことや、地形的要件から 1 h a 以上のまとまった面的集積が困難であることから、有効に活用できない課題があります。

この支障となっている農家負担軽減を図るためには、条件不利地域の特性を踏まえた促進費の要件緩和（1 h a 以上の面的要件緩和、集積対象者の緩和等）が必要であります。

また、緊急的に耕作放棄地を解消するためには、耕作放棄地率が高い地域への促進費加算措置などの拡充支援や、集積が図りにくい小規模団地について耕作放棄地解消割合に応じた促進費の拡充等が必要であります。

【本県の取組】

- 長崎県では、平成 19 年度より「耕作放棄地解消 5 年計画支援事業」として、耕作放棄地の復旧、その後の営農に対して 3 万円 / 10ha を助成。

加えて、平成 21 年度創設の国庫補助事業である農地有効利用支援整備事業を活用して、簡易な基盤整備を行なうことで耕作放棄地の解消及び発生防止を図るものに対して、国の補助と連携して地方自治体（県・市）費を支援することで、農家負担を軽減した耕作放棄地対策を平成 21 年度より実施。

【要望先】

農林水産省



離島地区における耕作放棄地の状況

41. 野菜価格安定事業の充実強化について

野菜の需給均衡と価格の安定及び産地強化を図るとともに、輸入野菜に対抗するためにも野菜価格安定制度は農家経営の安定に大きな役割を果たしています。

野菜産地の維持強化を一層推進するため、野菜産地の現状に対応した制度の充実について、要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国内野菜産地の育成強化を図るため産地要件を見直すこと
- 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の特認品目である「にがうり」の対象県として、長崎県を追加認定すること

【現状・課題】

- 1 消費動向の変化や輸入野菜の影響等により野菜価格が低迷する中、本事業が国内産地の支援と需給調整に果たす役割はますます増大しています。

このような中、本県においても担い手の確保を進め産地強化を図っているところですが、一方で高齢化により産地規模の縮小が懸念され、消費者への安定供給を担う大産地であっても、共販率の低迷により存続が危惧される産地が増加しています。

相当な数量を供給している意欲ある産地に対して継続的な支援を実施し、国産野菜の安定供給を図るため、産地要件の見直しを提案します。

- 2 「にがうり」については、近年いちごの後作として県内で急速に普及し、農家経営上重要な品目となっていますが、現在、本県は本事業において「にがうり」の対象県として認定されていません。

産地拡大・経営安定に向けた生産者等の要望も強いことから、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業による本県産「にがうり」への支援措置を要望します。

【本県の取組】

平成18年度より長崎県野菜価格安定対策事業で、「にがうり」3産地を事業対象産地として認定し支援をしています。

[補助率] 県 50%、全農本部 25%、生産者等 25%

【要望先】

農林水産省

42. 中山間地域等直接支払制度について

中山間地域等の持つ多面的機能の確保のために、中山間地域等直接支払制度について、次のとおり提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 中山間地域等直接支払制度の平成 22 年度以降制度継続
- 2 畑の単価見直しや傾斜基準、期間要件、取組要件の緩和

【現状・課題】

- 1 平成 22 年度以降の制度継続要望
 - ① 本県の農地は急傾斜（1/100 以上）の水田割合が、全国 31 % に対し長崎県 80 %、（8 度以上）の畑割合が、全国 24 % に対し長崎県 61 % と、本県の地形的特徴から全国に比べて中山間地域等が占める割合が高くなっています。
 - ② 耕作放棄地率が全国一高く、離島、半島など中山間地域等を多く抱える本県にとって、耕作放棄地発生防止・解消、多面的機能の確保のために、非常に役に立っている本制度の継続が必要不可欠であります。
 - ③ 世界遺産登録を目指す本県にとって、候補資産周辺の棚田地域の景観を保全するためには、本制度の活用が有効であります。
- 2 畑の単価見直しや傾斜基準、取組要件、期間要件の緩和
 - ① 畑の占める割合が、全国 46 % に対し長崎県 53 % と高い本県においては、畑地の単価が水田に比べて安く、また傾斜要件も厳しいため、畑地帯での取組が進まない状況となっています。
 - ② 制度の効果を高めるために、畑の単価見直しや傾斜基準、取組要件の緩和が必要であります。
（参考）現制度の 10 a 当たり単価（円）

地 目	急傾斜（傾斜）	緩傾斜（傾斜）
水 田	21,000（1/20 以上）	8,000（1/100 以上）
畑	11,500（15 度以上）	3,500（8 度以上）
採草放牧地	1,000（15 度以上）	300（8 度以上）

- ③ 中山間地域では高齢化が進んでおり 5 年間の活動の期間要件の緩和が必要であります。

【本県の取組】

中山間地域等の農用地の耕作、維持管理及び水路・農道の維持管理に加え、景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、オーナー制度、グリーンツーリズムなどの取組みを定めた集落協定や個別協定を締結し事業の推進を図っています。

平成 19 年度取組実績

903 協定、協定面積 6,961 h a、交付金額 1,204 百万円

【要望先】

農林水産省

安 心 で 快 適 な 暮 ら し の 実 現

(安全・安心の確保向上プロジェクト)

43. 高速情報通信網の整備・維持に係る支援策の充実強化について

本県は離島・半島及び過疎地域などの条件不利地域を多く抱えておりますが、このような地域においては、少子高齢化の進展や人口流出などにより、地域の活力が失われつつあります。そこで県としては、企業誘致など地域の活性化に全力で取り組んでいるところではありますが、他の地域と比べ大幅に遅れている高速情報通信基盤の整備促進を図ることが、喫緊の課題となっております。

情報通信に係る地域間格差を是正し、ICTを活用した地域活力の維持・向上を図る観点から、次のとおり提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 本土－離島間の既存光ファイバを活用し、離島の主たる地域への企業向け超高速情報通信サービスを提供するために必要な電気通信事業者が行う環境整備に対する財政支援制度の創設
- 2 条件不利地域においても携帯電話やブロードバンドサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設

【現状・課題】

- 1 本県における、離島など人口減少が著しい条件不利地域では、初期投資・採算性の問題から、事業者による企業向け超高速情報通信サービスの提供は困難と見込まれています。
しかし、離島などにおいて、既存企業の拡大及び企業誘致を進める場合など、企業向け高速情報通信網が整備されていないことが大きな障壁となっております。
そこで、事業者が行う本土－離島間の企業向け超高速情報通信サービス環境整備に対する初期投資に関し、事業者に対する投資インセンティブとして国の財政的支援制度の創設が必要となっております。
- 2 国においては、平成18年8月に「次世代ブロードバンド戦略2010」を公表し、ブロードバンドサービスの提供が見込めないブロードバンド・ゼロ地域を2010年度までに解消するという目標が掲げられ、本県でも整備促進に努めていますが、ランニングコストの問題から整備が進まない地域があります。また既に整備された地域においても同様の問題から維持が危惧されております。
そこで、携帯電話やブロードバンドサービスに係る環境が整備された後、サービス提供を安定的に維持し、地域間格差を是正するため、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設が必要となっております。

【本県の取組】

- 1 本県における離島までの海上距離は、最長で150kmを超えるところもあり、企業向け超高速情報通信サービスを提供する前提として、長距離間における海上距離において、高速情報通信サービスの伝送のための物理的・技術的検証が必要不可欠でした。
そのため、平成20年度に国の事業を活用して、壱岐・対馬における情報通信サービスを活用した離島地域活性化の可能性を調査した際、その実験の一環として、長距離における伝送・品質等の試験を行い、技術面からはサービス提供が可能であることの検証を行いました。
- 2 携帯電話の環境整備については、国の事業を活用して基地局施設の整備を行い、携帯電話の不通地域解消に努めているところであり、さらに、ブロードバンド環境についても同様に、国の制度を活用した整備を行うとともに、平成20年度は「長崎県ブロードバンド整備促進モデル事業」を実施し、市町へ支援を行うことで、ブロードバンド・ゼロ地域解消に努めています。

【参 考】

平成 20 年度 地方の元気再生事業

情報通信サービスを活用した離島地域活性化プロジェクト

【実験概要】

- ① 高速情報通信サービスの整備に向けた実証実験
※長距離間のサービス提供に向けた技術的実証実験
- ② 期間限定のインターネット無線アクセスポイントの設置
- ③ 医療分野や企業誘致等における活用可能性調査

【実施主体】

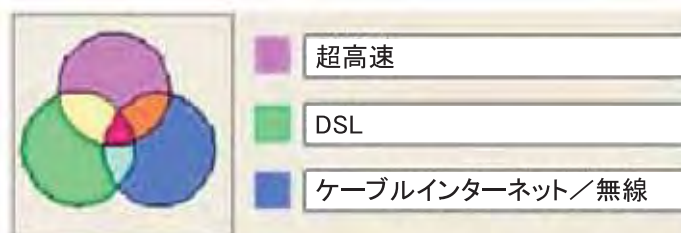
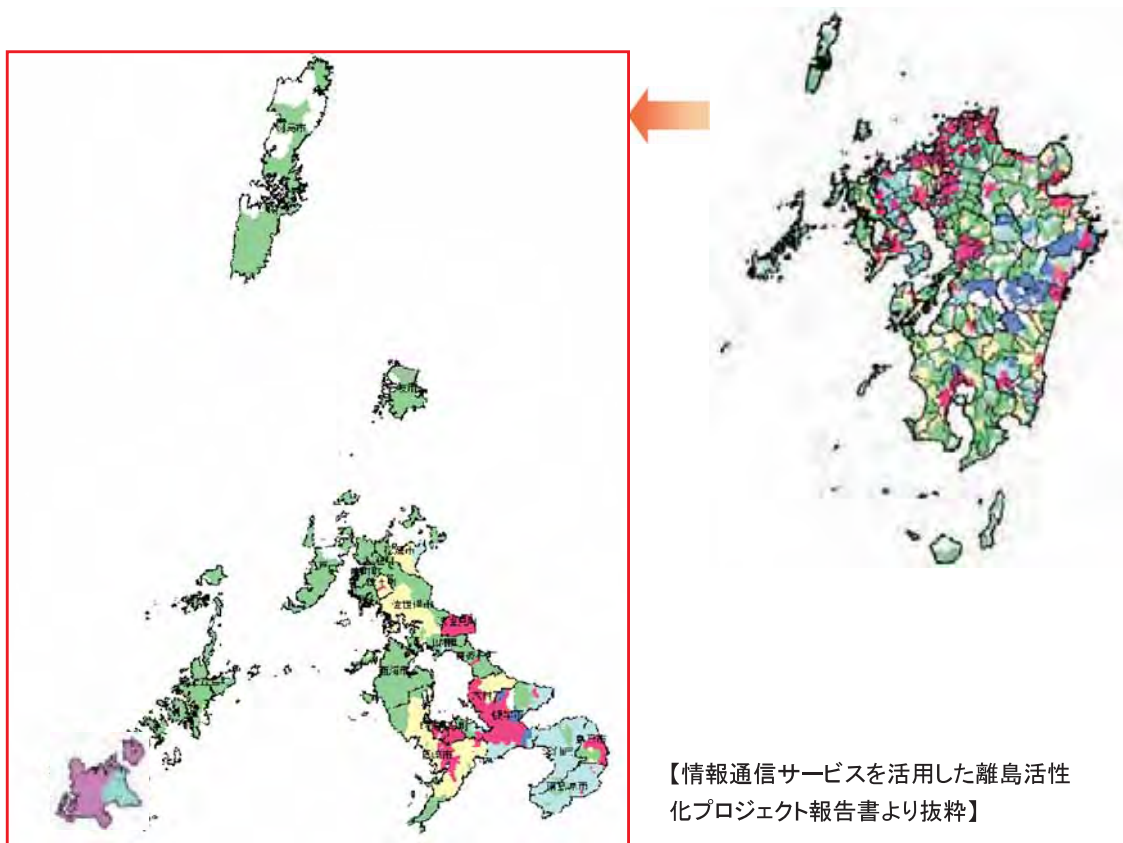
離島地域高度情報化協議会

(長崎県、対馬市、壱岐市、長崎県離島医療圏組合、(財)ながさき地域政策研究所、西日本電信電話(株)福岡支店)

【要望先】

総務省

長崎県の離島地域における高速情報通信サービス等の提供状況



44. ぼた山防災対策について

国の「ぼた山災害防止工事費補助金」制度が平成13年度に終了し、本県では、ぼた山防護施設の維持補修を主目的として、「長崎県ぼた山等環境整備基金」を造成しておりますが、大規模なぼた山災害が発生した時には、災害復旧の手立てが無いため、国の責任において基金以外の国の制度による対応を図る必要があります。

【提案・要望の具体的内容】

ぼた山における大規模な災害発生に対応するための新しい災害復旧制度の創設又は現行の災害復旧制度の活用

【現状・課題】

無資力ぼた山の危険箇所については、国の「ぼた山災害防止工事費補助金」（平成13年度終了）により防災工事を実施済みですが、工事後数十年を経過している箇所もあり今後災害の増加が懸念されます。

本県では、平成11年度から「産炭地域活性化事業費補助金（産炭地域環境整備事業費）」に基づき、ぼた山防災施設の管理及び補修を主目的として「長崎県ぼた山等環境整備基金」を造成いたしました。

ぼた山災害が発生した場合は一般の防災工事では対応できないため、当該基金を取り崩して防災工事を実施しておりますが、大規模な災害には復旧の手立てがありません。

【本県の取組】

- ①平成11年～12年「長崎県ぼた山等環境整備基金」439百万円を造成。（国2/3、県1/3）
- ②ぼた山災害が発生した場合には、同基金を取り崩して対応。

【参 考】

- ・平成20年度末残高：
399百万円
- ・基金を取り崩して実施した主な防災工事等
H15年：15,097千円
H18年：7,022千円
H19年：22,749千円
H20年：4,243千円

【要望先】

経済産業省



平成18年9月17日に発生した台風13号による被災
（丸尾炭鉱本坑ぼた山（江迎町））

45. 雲仙復興事務所の防災機能強化について

平成5年度からの直轄火山砂防事業により、水無川、中尾川、湯江川流域の土砂災害に対する安全性は格段に向上いたしました。しかしながら山頂の溶岩ドームは、山腹の火山噴火堆積物の浸食が進み不安定になっており、地震時に崩落の可能性が懸念されています。

このことから、雲仙復興事務所の防災機能強化が図られるよう要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 雲仙復興事務所による観測・監視体制並びに崩壊に対する即応体制と予防対策
- 2 今後の火山活動再発に備えるため、現在の雲仙復興事務所を拠点とした北部九州を網羅する火山活動観測・監視体制の防災機能強化

【現状・課題】

雲仙普賢岳直轄火山砂防事業は、平成5年度の着工以来これまでに約1,700億円が投じられ約8割方の進捗が図られています。

しかしながら山頂の約1億立方メートルの溶岩ドームは、山腹の火山噴火堆積物の浸食が進み不安定になっており、地震時には崩落の危険性が懸念されています。このことから、直轄工事現場従事者の安全を確保するため、定点観測、振動センサーによる溶岩ドーム挙動観測等の監視体制がとられています。

また、安全管理体制並びに地元自治体への情報提供に資するため、平成15年度から雲仙・普賢岳溶岩ドーム観測手法検討委員会が設けられ、平成19年3月には第5回目の委員会において管理基準値が設定され観測が行われています。

現在の雲仙復興事務所を拠点とした防災機能強化については、北部九州活火山（阿蘇・九重山・由布岳・鶴見岳）における噴火等の災害発生時に、直轄事務所としての対応のあり方について準備がなされています。

【本県の取組】

雲仙普賢岳は、噴火活動が終息したものの、いまだ上流域には膨大な量の火山噴出物が堆積していることから、今後も発生が予想される土石流から地域住民の生命財産を守るため、雲仙復興事務所と連携し、防災情報等を共有するとともに、県管理区域の防災対策に努めます。

【要望先】

国土交通省



現在の雲仙普賢岳全景
(山頂溶岩ドーム)

国土交通省 雲仙復興事務所 撮影

46. 安全・安心な社会づくりのための事業促進について

水害、土砂災害等の自然災害から住民の生命と財産を守り、水資源を安定的に確保し、うるおいと安らぎのある生活環境を整備するため、また、震災時の緊急輸送道路における橋梁耐震補強や防災拠点港における耐震強化岸壁の整備について、次の事業の促進を図られるよう、財源の確保について要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）
- 2 河川総合開発事業
- 3 急傾斜地崩壊対策事業
- 4 海岸事業
- 5 橋梁補修事業
- 6 港湾改修（防災安全対策）事業

【現状・課題】

【自然災害】

本県は、集中豪雨の常襲地帯であることに加え、急峻な地形を呈していることから、延長が短く急勾配の中小河川が多く、また、9,075箇所（全国第3位）もの土砂災害危険箇所及び3,712箇所の山地災害危険区域を有しているため、河川氾濫、土石流、地すべり、がけ崩れ等の自然災害が頻発する一方、度重なる渇水にも見舞われています。

また、島しょと半島の多い複雑な地形のため、海岸線の延長は全国の12%を占める全国第2位の長さを有しており、毎年のように台風や冬期風浪による高潮等の被害に見舞われています。

このような災害が多発する本県においては、安全・安心な社会づくりを図っていくために、河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業、河川総合開発事業、急傾斜地崩壊対策事業及び海岸事業の推進による県土整備が急務となっています。

【地震対策】

震災時の被災地内外の陸路を確保するため、緊急輸送道路の橋梁耐震補強の促進は急務となっております。

近年、頻発する大規模地震災害発生時の安全安心を確保するため、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備は喫緊の課題となっております。

【本県の取組】

梅雨前線や台風等による災害から人命や財産を守るために各事業を積極的に推進していきます。

1 治水事業、河川総合開発事業

洪水被害から沿川の人命や財産を守るために河川改修事業や河川総合開発事業を推進します。溪流において、上流からの有害な土砂の流出を防ぐ砂防事業、地盤の移動を未然に防止する地すべり対策事業を推進します。

2 急傾斜地崩壊対策事業

危険ながけ地に隣接する人家をがけ崩れ災害から守る急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

3 海岸事業

海岸の保全や維持管理のために、高潮対策事業を推進します。

4 橋梁補修事業

長崎県橋梁長寿命化修繕計画（平成20年3月）の着実な実施により、本県道路網の安全性・信頼性を確保するとともに、震災時の被災地内外の陸路を確保するため、緊急輸送道路の橋梁耐震補強を推進します。

5 港湾改修（防災安全対策）事業

大規模地震発生時にも対応できる岸壁等の確保のため、港湾改修（防災安全対策）事業を推進します。

【参考】

- ・河川改修事業 中島川、日野川等
- ・砂防事業 小野川（イ）、真浦川（ロ）等
- ・地すべり対策事業 鷺尾岳、香焼等
- ・河川総合開発事業 石木ダム、長崎水害緊急ダム
- ・急傾斜地崩壊対策事業 毛井首、瀬戸越2丁目（2）
- ・海岸事業 河川局（海岸高潮）半田海岸（老朽化対策）脇岬西南海岸
港湾局（海岸高潮）東望港、島原港、口ノ津港等
（海岸環境）川内港、崎戸港等
- ・橋梁補修事業 一般国道202号、251号、382号、384号、499号
- ・港湾改修（防災安全対策）事業 長崎港、巖原港、有川港等

【要望先】

国土交通省



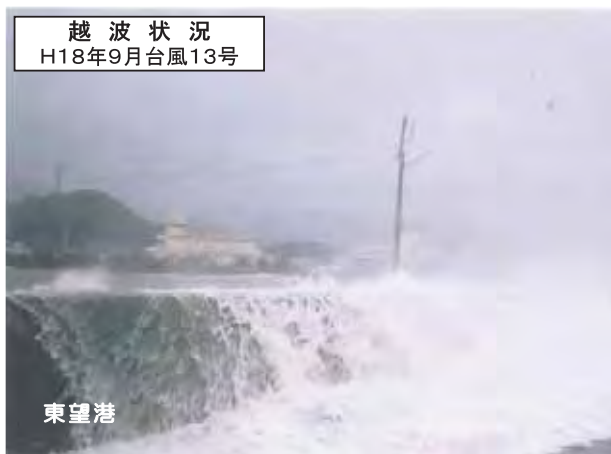
河川改修事業（中島川）



長崎水害緊急ダム（本河内ダム）の建設状況



急傾斜地崩壊対策事業（毛井首）



海岸高潮事業（東望港）

47. 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

広島・長崎両市が、原子爆弾により人類史上未曾有の大惨禍を被ってから64年が経過しました。多くの被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者はその高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等要介護者が年々増加しております。こうしたことから、国の内外を問わず被爆者援護対策をより一層充実していただくよう強く要望します。

【提案・要望の具体的内容】

原子爆弾被爆者に対する援護対策等の一層の充実強化について、次のとおり要望します。

- 1 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 2 被爆者の高齢化に伴い要介護者が増加しているため、保健医療福祉事業を充実すること
 - (1) 援護対策における所得制限を撤廃すること及び介護保険等利用助成に係る地方負担の改善を図ること
 - (2) 被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているため、健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
 - (4) 原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること
 - (5) 被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講ずること
 - (6) 原爆症の認定に当たっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者の立場に立った制度運用を図ること
- 3 在外被爆者援護については、居住国における実情に即した援護措置を講じること
- 4 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
- 5 長崎が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業への助成措置を講じること

【現状・課題】

被爆者の平均年齢は76歳を超え、高齢化に伴い、ひとり暮らしや寝たきりなど、日常生活に介護を要する被爆者が増加する中で、在宅被爆者に対する援護の充実が求められている。援護対策の拡充強化を図るために、訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限を撤廃していただくとともに、介護保険利用助成に係る地方負担について改善していただきたい。

被爆者は、被爆の影響により、がん等の疾病の発生率が高く、また、高齢化に伴い健康診断の重要

性がますます高まっていることから、健康診断費の負担改善を図るとともに、診断内容については、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診断と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただきたい。なお、原爆被爆者二世については、がん等への健康不安が増大していることから、現在実施している被爆者二世健康診断に「がん検診」の項目を追加していただきたい。

原爆症の認定については、被爆者援護法の趣旨を踏まえ、高齢化した被爆者の立場に立った制度運用を図るとともに、より一層の速やかな審査をお願いしたい。

【本県の取組】

長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（NASHIM）は、世界各地で発生した放射線被曝事故による被災者を救済するため、被災地の医師を招へいし被爆者医療の研修を行うなど、長崎から世界への貢献と国際協力の推進に努めています。

【参 考】

原子爆弾被爆者に対する援護に関しては、昭和 32 年の「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定に始まり、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめ各般の施策が講じられています。

平成 21 年度 国予算 原爆被爆者対策費 1,533 億円

被爆者数（平成 21 年 1 月末）

長崎県所管 17,885 人

長崎市所管 44,277 人

県 計 62,162 人

【要望先】

厚生労働省



原爆被爆者健康増進特別事業（H 20.10.11 吉崎市）
原爆病院医師による健康講話・健康相談等



在韓被爆者健康相談等事業（H 20. 6 実施 ソウル市）

48. 介護保険制度における施策の充実強化について

離島など地理的・経済的条件の不利な地域において、介護保険制度がさらに利用しやすいものとなるよう、高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯の割合等が反映される新たな財政支援措置や保険者の負担軽減を図るための財政支援制度の創設を提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯の割合等が反映される新たな財政支援措置の創設
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
 - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること
- 3 介護サービス提供に係る渡航費助成等の介護保険外での助成に対する財政支援措置の創設

【現状・課題】

- 1 離島等においては、都市部とは異なり、若年層の就業の場が少ないなどの理由により、やむを得ず高齢者世帯となっている事例が多く、また低所得者の占める割合も高いと考えられることから、被保険者の保険料軽減措置による財政負担を軽減する必要があります。
- 2 現在、離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービスについて15%の報酬加算が行われていますが、このことにより利用者の1割負担についても15%が加算され、離島地域等の利用者は、本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。この格差是正のため、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」がありますが、対象者、対象サービス及び対象事業所が限定されており完全な格差解消には至っていません。
○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業（低所得者対策）
＜負担割合＞ 国1/2 県1/4 市町村1/4
平成18年度 実施保険者 3保険者 事業費計 417千円 対象者数 389人
平成19年度 実施保険者 3保険者 事業費計 453千円 対象者数 382人
- 3 離島地域においては、その地理的要因や利用者数などから介護サービス提供事業者にとって事業効率が著しく悪いため、事業者の参入が難しく住民が希望する介護サービスが受けられない事態も生じています。このような市場原理の働きにくい地域においては、保険制度で介護を行うことには限界があり、各保険者においては介護サービス提供に係る渡航費の助成や公営船の利用など、介護保険外での助成を事業者に行うことにより住民に介護サービスの提供を行っている現状です。

【本県の取組】

○離島等サービス確保対策事業

＜平成16年度県事業＞

- ・介護保険サービスの確保が困難な離島において、地域の特性に応じた、サービス確保等のための具体的な方策・事業について検討、提示することにより、当該地域の介護サービスの確保等を図ることを目的とする「離島等サービス確保対策事業検討委員会」の立ち上げと開催（2回）

＜平成17～20年度県事業＞

- ・「離島等サービス確保対策事業検討委員会」の開催（1回）

＜平成18、19年度保険者事業＞

- ・属島（高島）の島内施設で要介護者や虚弱高齢者にリハビリテーションやレクレーション等のサービスを提供し、要介護状態の悪化防止や介護予防に繋げるとともに、家族の介護負担軽減

- を図った。(佐世保市)
- 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置
社会福祉法人等が提供するホームヘルプサービスを利用した場合に、10%の利用者負担を9%とし、その差額の1/2について助成
(利用者の実質負担： $(1 + \text{特別地域加算 } 0.15) \times 9\% = 10.35\%$)
 - 介護サービスに係る小離島渡航費助成事業 (平成21年度から実施)
県内の人口1,000人未満の小離島について、保険者(財政力指数0.50を超える保険者を除く)が、下記のいずれかを対象として助成する場合、その助成額の1/2を補助金として支給。
 - ①事業者が渡航する際にかかる乗船費
 - ②要介護認定者が島外で通所系・短期入所系サービスを受給する場合の乗船費

【要望先】

厚生労働省

(環境優先の社会づくり推進プロジェクト)

49. 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

廃家電の収集運搬において、離島地域では本土地域に比べ運搬費用が過重な負担となっており、多くの離島を有する本県にとって住民の負担を軽減することが課題となっています。また、現行の再商品化等料金後払い方式の場合、不法投棄など排出時の不適正処理が懸念されます。

このため、国におかれては、離島地域における収集運搬の費用負担の軽減等を図る制度の運営とともに、廃家電の適正処理を一層推進されるよう、次の事項について要望します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を図るメーカー等の助成措置について、地域の実情を十分把握した利活用しやすい制度の運営、及び継続した実施の推進
- 2 廃家電の適正処理を一層図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の構築

【現状・課題】

- 1 本県の場合、離島地域における廃家電の収集運搬料金が本土地域に比べて最大で3.1倍になるなど過重な負担となっています。
- 2 財団法人家電製品協会による「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」が平成21年度より実施されていますが、申請が市町村に限られる、事業実施年度の期間が市町村の会計年度と異なるなど地域での利用に支障となる点があり、実施期間も3年間とされています。
- 3 現行では再商品化等料金について、廃棄物として排出される際に支払う方式となっており、排出時における消費者の負担感から家電リサイクル法に基づく適正な処理が推進されないことが懸念されます。

【本県の取組】

- 1 県下各市町村、一部事務組合、保健所及び九州通商産業局による意見交換会において、離島地域における家電リサイクルの問題点を協議のうえ、「九州地区適正処理困難指定廃棄物対策協議会」座長あてに「指定引取場所の配置等」を要望（平成12年度）。
- 2 政府施策要望として、離島地域の費用負担の軽減措置等について要望（平成14年度要望～）。
- 3 長崎県廃棄物対策連絡協議会及び地区別廃棄物対策連絡協議会を逐次開催し、県下市町村、業界への説明会、啓発を継続して実施。
- 4 財団法人家電製品協会の助成措置について、県より県下各市町へ文書通知するとともに、長崎県廃棄物対策連絡協議会等において県内市町担当者に制度の説明を行い、応募を促進。離島市町については、各市町別に応募促進、不法投棄防止対策等について意見交換会を実施（平成20年度）。

【参 考】

(県下離島地区の収集運搬料金：H 21. 4. 1 現在)

(金額単位：円)

地域	テレビ	比較	エアコン	比較	冷蔵庫・冷凍庫	比較	洗濯機・乾燥機	比較
本 土	1,575	1.00	1,575	1.00	1,575	1.00	1,050	1.00
上五島	2,415	1.53	2,625	1.67	4,410	2.80	2,940	2.80
下五島	2,940	1.87	3,150	2.00	4,620	2.93	3,255	3.10
壱 岐	840	0.53	1,470	0.93	2,520	1.60	1,575	1.50
対 馬	2,100	1.33	2,100	1.33	2,100	1.33	2,100	2.00

【要望先】

経済産業省、環境省、国土交通省

50. 水環境対策の推進について

住民の生活に密接に関係する次の水環境対策について、本県でも種々の対策に取り組んでおりますが、これらの対策の推進のため、次について要望いたします。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 硝酸性窒素による地下水汚染対策の強化及び財政支援
- 2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進のための財源確保と離島地域の国庫補助率嵩上げ
- 3 閉鎖性水域である大村湾の水質保全を図るための特別措置法（「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」）の制定並びに十分な財源確保

【現状・課題】

- 1 島原半島では、地下水質定期モニタリング結果（20年度：17地点中10地点超過）において、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準超過が継続しており、水道水源や飲用井戸の水質検査結果においても水質基準の超過が確認されています。
硝酸性窒素等による地下水汚染対策には、施肥、家畜排せつ物、生活排水の影響等それぞれの分野での対策が必要となりますが、対策の効果が現れるまでに長期間を要します。このため、次のことが必要と考えます。
○関係者（農業、畜産業、工場、事業場）に対して適正な指導が実施できるような関係省庁の連絡会議等による国レベルでの調整
○地下水汚染対策に係る財政支援措置の創設
- 2 本県の汚水処理人口普及率（70.6%）は、全国平均（83.7%）に比べたいへん低く、全国順位は33位に位置しています。
その中でも、離島地域の普及率は28.2%と本土の75.5%に比較し大きく遅れている現状です。
このため、平成17年12月に策定した「長崎県汚水処理構想」を基に、公共用水域の保全、生活環境の改善を目指し、公共下水道や農業集落排水等の整備をさらに促進させると共に、特に離島地域における集合処理の新規着手と、浄化槽の普及促進が緊急な課題となっております。
しかしながら、長崎県汚水処理構想において集合処理施設に位置づけされていながら未着手である市町があることや、浄化槽等の個別処理による整備も計画どおり進まない傾向にあります。
そのため、下水道を始めとした集合処理施設の整備促進を図るとともに、それと併せて浄化槽による整備も促進する必要があると、これらに対する財源確保と離島地域の国庫補助率嵩上げが必要と考えます。
- 3 大村湾の水質は、下水道や浄化槽などの汚水処理施設整備の進展などにより、近年、改善の傾向が見られるものの依然として、環境基準〔COD 2.0mg/L〕を超過した状況が続いています。
また、赤潮や貧酸素水塊の発生などにより、漁業等への影響も顕在化してきております。
閉鎖性水域である大村湾では、様々な汚濁発生源からの流入負荷がかかっており、沿岸の公共下水道、農業集落排水事業及び生活排水処理対策としての浄化槽整備事業の促進、流入河川・海岸の改修事業並びに港湾海岸保全事業の促進等について、特別措置法の制定等による国の支援が必要と考えます。

【本県の取組】

- 1 平成17年10月に島原半島窒素負荷低減対策会議を設置し、県・地元市・農業関係団体・学識経験者による検討を行い、平成18年10月に「島原半島窒素負荷低減計画」を策定したところです。
現在、この計画に基づき、各主体が具体的対策を実践しております。
- 2 公共下水道については、全県下23市町のうち17市町が着手済みで、そのすべての市町が供用を

開始しています。

農業集落排水については、50地区（45,306人）が完了し、2地区（3,947人）で事業実施中です。平成22年度までに、整備対象人口63,370人のうち47,100人の整備を行う計画です。

浄化槽整備については、現在、小値賀町を除く22市町が実施しており、市町の実情に即した浄化槽の普及促進を図ります。

そこで、県においては、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽（市町村設置型）の交付金を一元化し、財政力の弱い市町、生活排水対策重点地域及び離島地域を中心に支援を行い、汚水処理人口普及率の低い地域の普及率向上を目指します。

3 「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」を平成21年3月に新たに策定し、以下の基本的な方向に基づき、さらなる水質保全改善、生物多様性の保全や地域の特性を活かした地域活性化に向けた取り組みを継続していくことにより、「美しく豊かな大村湾の里海づくり」を目指します。

- ① 流域全体の一体的な環境保全による里海づくり
- ② 生物多様性の保全による里海づくり
- ③ 水産や観光などの産業の振興による里海づくり
- ④ 住民参加による里海づくり

【参 考】

（事業の概要）

1 硝酸性窒素による地下水汚染対策

- ・ 島原半島地域地下水汚染対策
- ・ 資源循環型畜産確立対策推進
- ・ 堆肥広域流通モデル事業
- ・ 島原半島環境保全型農業推進対策
- ・ 特定地域等畜産環境対策

2 汚水処理施設整備

- | | [国の補助率] | [H21 実施市町] |
|------------|-----------------------|------------|
| ・ 公共下水道事業 | (本土、離島とも) 1/2、5.5/10、 | 9市7町 |
| ・ 農業集落排水事業 | (本土、離島とも) 1/2 | 1市 |
| ・ 浄化槽整備事業 | (本土) 1/3、(離島) 1/2 | 13市9町 |

3 大村湾の水質保全対策

- ・ 大村湾水質保全対策事業、大村湾の水といのちを守り育む事業
- ・ 公共下水道事業、流域下水道事業
- ・ 浄化槽設置整備事業
- ・ 港湾海岸保全事業
- ・ 農業集落排水事業
- ・ 河川等保全事業
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業交付金

【要望先】

国土交通省、環境省、農林水産省、厚生労働省



松浦水きよら館（松浦市）



大村湾（閉鎖性水域）のようす

51. 光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダント）の原因究明及び対策強化について

近年、本県をはじめ北部九州を中心とする広い地域で光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダント）が観測されており、注意報を発令する事態がしばしば見られています。

本現象については、自然オゾンの影響と併せて、気象条件によって大陸から移流してくる汚染物質が、その要因の1つと指摘されており、進展著しい東アジア地域での産業経済活動を考慮すると、同地域での大気汚染の進行が心配され、環境濃度の推移によっては、今後、注意報を発令する事態が長期に継続し、ひいては生活環境や人の健康へ影響することも懸念されます。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制の整備、発生メカニズムの解明など早急な汚染原因の究明
- 2 国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施

【現状・課題】

本県の離島部（五島市、壱岐市、対馬市）をはじめ、工場・事業場の立地が少ない地域でも観測されています。

高濃度の光化学オキシダントの発生要因は、成層圏からのオゾン降下や大陸からの移流によるものといわれていますが、明確になっていません。

○ 光化学オキシダント注意報発令状況

(1) 長崎県の注意報発令状況

- ①平成18年度 5月30日
- ②平成19年度 4月27日、5月8日、5月27日
- ③平成20年度 発令無し（オキシダント最高濃度は0.119ppm）

(2) 九州地方での注意報発令状況（ ）内は延べ日数

- ①平成18年度 長崎県(1)、熊本県(1)
- ②平成19年度 福岡県(4)、熊本県(4)、大分県(1)、長崎県(3)
- ③平成20年度 福岡県(2)、佐賀県(1)

【本県の取組】

- 1 大気汚染物質については、広域的に測定局を配置し、監視システムにより大気中の光化学オキシダント濃度を常時監視しています。
- 2 光化学オキシダント濃度が注意報基準以上となった際には、関係市町と連携し、速やかに注意報を発令しています。
- 3 平成20年度より、光化学オキシダント測定局の新設や測定機の追加配備を行い、観測体制の充実を図っています。

※長崎県内の光化学オキシダント測定局：30局

※離島2局（五島、壱岐）は平成19年度より測定開始。

※平成20年度、雲仙市（測定局新設）と対馬市（機器の追加配備）で測定開始。

※平成21年度、島原市及び時津町で機器を追加配備し測定開始。

【参 考】

- 1 大気汚染監視テレメータシステム運営費 平成21年度予算額：56,215千円

【要望先】

環境省

52. 長崎空港 A 滑走路周辺地域の航空機騒音対策について

大村市に所在する長崎空港 A 滑走路周辺地域の航空機騒音については、長年、周辺住民の生活に多大な影響を与えており、その解決は切実なものとなっていることから、次のとおり提案します。

【提案・要望の具体的内容】

長崎空港 A 滑走路周辺地域における速やかで実効性のある航空機騒音対策の推進

【現状・課題】

長崎空港 A 滑走路周辺地域においては、長年、航空機騒音が環境基準を超過しており、その対策は大村市政及び県政の重要な課題となっています。

また、現在進められている大村航空基地整備事業の環境アセスメントにおきましても、航空機稼働による騒音対策についての検討がなされているところです。

一方、主な騒音源となる海上自衛隊大村航空基地は、本県の離島から 4,100 回を超える救急患者の搬送に昼夜を問わずご尽力いただき、本県離島住民の安全・安心になくてはならないものとなっています。

つきましては、課題となっております航空機の騒音低減が図られるよう、環境基準を超えている地域での住宅防音工事を行っていただくなど、実効性のある対策を速やかに講じていただきますようお願いいたします。

【参 考】

航空機騒音の現状

平成 19 年度大村市調査 77 ～ 81WECPNL（環境基準 75WECPNL）

【要望先】

防衛省、国土交通省

(すこやか子ども育成プロジェクト)

53. 義務教育にかかる確実な財源保障について

義務教育は憲法上の要請に基づき、国が自らの責務としてその役割を負うべきものであり、「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が図られなければなりません。

このため、今後とも、地域間の格差を招くことがないよう、国の責任において、確実に必要な財源が確保されるよう強く要望します。

【提案・要望の具体的内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金とともに、地方交付税による調整機能も含め、国において確実に必要な財源が確保されること

【現状・課題】

義務教育費国庫負担制度の概要

- 本県においては、離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の3分の1を占めています。
- 義務教育費国庫負担制度は、国が教職員の給与費等について、必要な経費を負担することにより、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、国民のすべてに対し義務教育の妥当な規模と内容とを保障するものであり、義務教育諸学校の教職員の給与費、非常勤講師にかかる報酬等を対象としています。

平成18年度から、「三位一体の改革」により、国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1になっています。

【要望先】

文部科学省

54. 少子化対策について

本県では平成20年10月に「長崎県子育て条例」を制定し、県民総ぐるみで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指し、施策の推進を図っているところです。その着実な推進等を図るため、次について提案します。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 安心こども基金事業については、基金を最大限に活用し多様な保育ニーズ等に対応した事業実施が可能となるよう、制度の見直しと十分な財政措置を講じること
- 2 放課後児童クラブについては、子どもたちが安全に集団での育ちを学ぶことができる質の高い環境づくりが重要であり、「放課後子どもプラン」を円滑に実施できるよう、財政措置を拡充すること
- 3 地域子育て支援拠点については、人口が減少している地域にも効率的に設置できるよう子育て中の親子だけでなく、障害のある人や高齢者もともに活用できるような制度を創設すること
- 4 平成20年度第二次補正予算で、平成22年度までの時限措置として設けられた妊婦健康診査14回の公費負担について、平成23年度以降の財源確保及び平成21年度中に方針決定をすること
- 5 乳幼児に係る医療保険制度における就学前までの一部負担金を無料にすること

【現状・課題】

- 1 安心こども基金については、
 - ・事業毎に配分額が決められているが、事業間での流用が認められておらず、また、地方の独自事業への充当が認められていないこと
 - ・認定こども園事業費においては、基金が終了する平成23年度以降も、幼稚園型、保育所型への継続的な財政支援が必要であること等の課題を抱えており、その解消を図るための制度の見直しが必要と考える。
このため、基金を最大限に活用し、多様な保育ニーズ等に対応できるよう、本基金の各区分間における弾力的な活用を可能とするとともに、地方自治体の裁量を広く認め、地域の実情に応じた柔軟な取組ができるよう、次のとおり要望する。
 - ①配分額の各事業区分を撤廃し、地方の独自事業を実施可能とすること
 - ②放課後児童クラブ設置促進事業については、国の補助率の高上げや補助基準額の引き上げ、対象要件の緩和等を行うこと
 - ③基金事業が終了する平成23年度以降の継続的な財政支援措置を行うこと
- 2 放課後児童クラブについては、高まるニーズの中、本県においても、クラブ数は年々増加している。
一定の資質を有する指導員の確保のため、安定的雇用や環境の改善が急務であり、そのための財政措置が必要となっているが、県、市町の財政は逼迫した状況にある。
また、10人未満の小規模クラブについては、現在国庫補助対象外であるため、県単独で補助を行っていることから、放課後児童クラブの運営に要する費用及び小規模クラブ（10人未満）への財政措置の拡充が必要である。
- 3 地域子育て支援拠点の小規模型については、平成21年度末をもって補助が廃止され、ひろば型かセンター型に移行することになるが、地域によっては、小規模型でニーズに十分対応できることもある。
地域に必要な子育て支援を確保し、地域子育て支援拠点としての国庫補助要件を満たしていない小規模型の施設などに、障害のある人や高齢者なども居場所として利用できる機能を付加した開放型施設への補助制度の創設が望まれる。
- 4 市町が行う妊婦健康診査の公費負担回数を14回に増加させるために必要な財源が確保されたが、平成22年度までの時限措置とされており、平成23年度以降の財源が示されていない。国において

は、平成 23 年度以降の財源措置については、市町村における妊婦健康診査事業の実施状況を踏まえて検討することとされているが、妊婦健康診査は、妊娠届時に出産までに必要な受診券を一括交付する方法で行われていることから、受診券方式で行う妊婦健康診査の給付は、平成 22 年度の早い時期に、受診券の配布方法など、具体的な対応が必要となる。このため、市町での事業推進時の混乱を避けるため、平成 23 年度以降の財源確保及び早期の方針決定が必要である。

- 5 乳幼児医療費助成制度については、子どもたちの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため各都道府県において実施されているが、それぞれの団体により助成の内容が異なっている。すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けるためには、国の責任において就学前の乳幼児の医療費無料化を実施することが、少子化対策として必要である。

【本県の取組】

- 平成 20 年度に「長崎県安心こども基金」を設置し、平成 21・22 年度において、国の「安心こども基金管理運営要領」に基づき、事業を実施する。
 - ・基金造成額 1,551,391 千円
 - ・平成 21 年度当初予算 732,410 千円主な事業：保育所等緊急整備事業
放課後児童クラブ設置促進事業
認定こども園整備等事業
保育の質の向上のための研修事業等
- 放課後児童クラブ
 - ①放課後児童健全育成事業（国庫補助）国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3
 - H 20 予算額 305,905 千円（一財 152,952 千円）
 - H 21 予算額 342,079 千円（一財 171,039 千円）
 - ②児童クラブ育成支援事業（県単独補助）県 1 / 2 市町 1 / 2
 - H 20 予算額 4,246 千円
 - H 21 予算額 3,141 千円
- 地域子育て支援拠点事業（国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3）
 - ・H 20 予算額 264,686 千円
 - ・H 21 予算額 326,061 千円
- 妊婦健康診査支援事業（県 1 / 2、市町 1 / 2）
 - ※県財源は、国の妊婦健康診査臨時交付金を財源とする基金。
 - ・H 21 予算額 456,110 千円
- 乳幼児医療費への助成
 - ・対象年齢 入院・通院とも就学前まで（H 17 年 10 月～）
 - ・自己負担 1 医療機関あたり、1 日 800 円（月限度額 1,600 円）
 - ・経費負担 県 1 / 2、市町 1 / 2（県 1 / 3、中核市 2 / 3）
 - ・H 21 年度予算額 577,629 千円

【参 考】

- 認定こども園
 - H 21. 4. 1 認定数 26 か所
- 放課後児童クラブ
 - H 20 年度 236 クラブ
 - H 21 年度 251 クラブ（県次世代育成支援対策行動計画の数値目標）
- 地域子育て支援拠点
 - H 20 年度 90 か所（うち小規模型 44 か所）
 - H 21 年度 102 か所（県次世代育成支援対策行動計画の数値目標）
- 妊婦健康診査事業
 - 平成 21 年 4 月 1 日から、県内全市町で妊婦健康診 14 回の公費負担を実施。
 - 今後は、国に対し、平成 23 年度以降の財源の確保及び早期の方針決定について働きかけを行う。
- 乳幼児医療
 - 乳幼児に係る医療保険の一部負担の割合
 - ・0 歳～就学前 2 割

【要望先】

内閣府、文部科学省、厚生労働省



認定こども園の子どもたち（給食）

長崎県の現況

1 人口

○平成 17 年国調人口 1,478,632 人（平成 17 年国勢調査総務省発表確報値 [H18.8.16公表]）

○前回（平成 12 年）国調との対比

・減少数 全国第 5 位 減少率 全国第 5 位

○国勢調査人口の推移

（単位：人）

調査年	県計	指数	本土	指数	離島	指数
昭和 35 年	1,760,421	100	1,394,537	100	365,884	100
平成 2 年	1,562,959	89	1,366,536	98	196,423	54
平成 7 年	1,544,934	88	1,360,717	98	184,217	50
平成 12 年	1,516,523	86	1,342,936	96	173,587	47
平成 17 年	1,478,632	84	1,326,806	95	151,826	41

2 県内総生産からみた産業構造の状況（平成 18 年度）

国と比べると、第 1 次、第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業が低い。

（単位：％）

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	
			うち製造業	
本県	2.7	20.5	14.2	80.5
国	1.5	27.8	21.3	73.9

国値：平成 20 年度版 国民経済計算年報（平成 18 年暦年値）

3 産業活動の状況

①県内総生産額 42,765 億円（平成 18 年度、全国第 33 位）

②一人あたり県内総生産 2,916 千円（平成 18 年度、全国第 45 位）

③一人あたり県民所得 2,159 千円（平成 18 年度、全国第 45 位）

④産業別生産額

・観光消費額 2,599 億円（平成 19 年）

・農業産出額 1,349 億円（平成 19 年、全国第 22 位）

・海面漁業・養殖業生産額 1,033 億円（平成 19 年、全国第 2 位）

・製造品出荷額等 19,282 億円（平成 19 年、全国第 39 位）

⑤有効求人倍率 0.41 倍（平成 21 年 4 月、全国 0.46）

⑥誘致企業数の年度別推移

H 6～H 10	H 11～H 15	H 16～H 20					
			H 16	H 17	H 18	H 19	H 20
17	35	41	9	8	8	12	4

4 地域指定の状況（平成 21 年 1 月現在）

市町数	離島	過疎	半島	辺地
23	10	14	12	17

※しまの数 595（うち法指定有人島 54）

5 県財政の状況

	単位	平成 19 年度		
		長崎県	全国	順位
財政力指数		0.28752	0.49715	44
歳入に占める県税の構成比	％	19.4	33.3	42
歳入に占める交付税の構成比	％	34.3	23.3	8
自主財源比率	％	35.2	50.1	42
県民一人あたり県税	円	88,614	163,647	46
県民一人あたり地方債残高	円	743,245	626,374	21

6 市町村合併の状況

		H11.3.31 現在	H21.3.31 現在	減少率
		市町村数	市	8
町	70		10	—
村	1		0	—
計	79		23	70.9％
うち人口 1 万人未満		56	4	92.9％

NAGASAKI

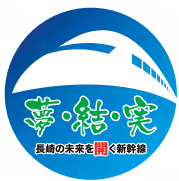


新幹線で長崎県の未来を「開」こう。

交流人口の拡大やまちづくりによって地域の活性化を実現させるためには、全国を結ぶ新幹線ネットワークとつながることが重要です。
長崎県の明るい未来のために、九州新幹線西九州ルートを早期開業させましょう。



※イメージイラスト



新幹線の整備効果を最大限に発揮するために！

新幹線規格による諫早～長崎間の新線建設

「新幹線ルール」を諫早から長崎まで伸ばすことで、時間短縮効果はもちろん、長崎駅前の再開発にも大きな効果が生まれます。

フリーゲージトレインの開発目標の達成

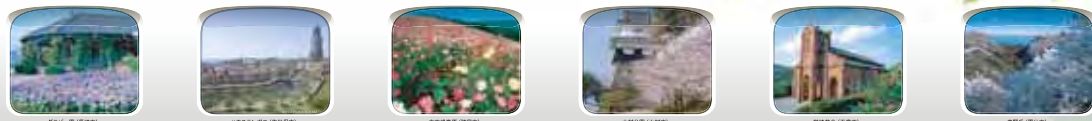
在来線と新幹線を直通できるフリーゲージトレインが南北地域などにも乗り入れされると、各地域の振興にも大きく貢献することが期待できます。

肥前山口～武雄温泉間の複線化

従来線の一部である単線区間が複線化されると、新幹線の運行がスムーズになるだけでなく、普通列車の運行にも良い効果が期待できます。

西九州ルート（長崎ルート）の概要図

- 武雄温泉～諫早間 (約45km)
平成16年12月、条件付きで着工決定され、平成20年3月に着工認可された区間。
※ 国鉄時代では列車で常運行されていた区間ですが、諫早～長崎間が新幹線取組で建設できれば、標準軌への変更も検討。
 - 諫早～長崎間 (約21km)
国土交通省が「中長」に選定している区間。
※ 新幹線取組が実現されるまでは、在来線の市バス経由（—）や既設線（—）を活用。
- フリーゲージトレインの乗り入れを想定している区間
—— 複線化を推進している区間



グラッセ (長崎市)

ハウステンボス (佐世市)

白糸の滝 (諫早市)

天村大塔 (大村市)

聖母堂 (佐世市)

龍眼山 (佐世市)